

令和7年高島市教育委員会  
第5回定例会議事日程

日 時 令和7年5月23日（金）  
午後3時00分  
場 所 高島市役所 新館2階 教育委員会室

1. 教育長あいさつ
2. 令和7年第4回定例会会議録の承認
3. 会議録署名委員の指名

委員 委員

4. 議事

- |      |       |   |
|------|-------|---|
| 日程第1 | 議第34号 | 高島市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則案  |
| 日程第2 | 議第35号 | 高島市教育委員会公印規則の一部を改正する規則案   |
| 日程第3 | 議第36号 | 高島市教育委員会事務点検評価委員の委嘱について   |
| 日程第4 | 議第37号 | 高島市道徳教育推進協議会委員の委嘱および任命について  |
| 日程第5 | 議第38号 | 高島市立学校結核対策委員会委員の委嘱および任命について   |
| 日程第6 | 議第39号 | 契約の締結につき議決を求めることについての議案に関する市長への意見について<br>(安曇川中学校長寿命化改良建築工事（I期工事）)<br><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">当日資料</span> |
| 日程第7 | 議第40号 | 財産の取得につき議決を求めることについての議案に関する市長への意見について<br>(今津学校給食センターハンガー式消毒保管機)<br><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">当日資料</span>   |

- 日程第 8 議第 4 1 号 財産の取得につき議決を求めることについての議案  
に関する市長への意見について  
(今津学校給食センター消毒保管機) 当日資料
- 日程第 9 議第 4 2 号 財産の取得につき議決を求めることについての議案  
に関する市長への意見について  
(学習用タブレット端末) 当日資料
- 日程第 1 0 議第 4 3 号 財産の取得につき議決を求めることについての議案  
に関する市長への意見について  
(学習用タブレット端末周辺機器) 当日資料
- 日程第 1 1 議第 4 4 号 令和 7 年度高島市一般会計補正予算 (第 1 号) 案に  
関する市長への意見について 当日資料
- 日程第 1 2 議第 4 5 号 高島市教科用図書選定委員会委員等の委嘱および任  
命について 当日資料

## 5. 報告

報告第 1 0 号 令和 7 年度高島市立学校学校教育到達目標について

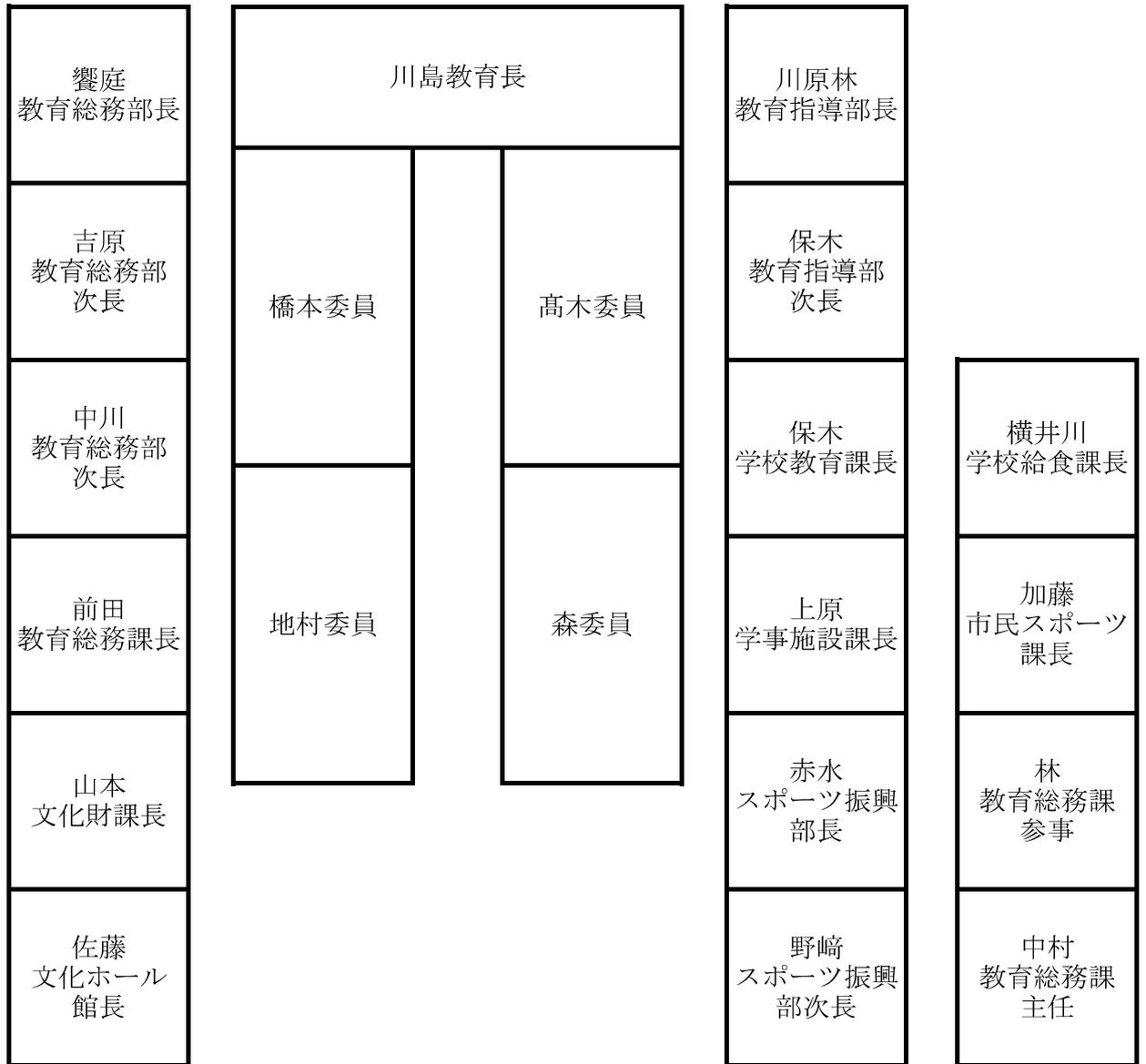
## 6. 今後の日程

令和 7 年教育委員会第 6 回定例会

日時：令和 7 年 6 月 2 5 日 (水) 午後 2 時 0 0 分

場所：高島市役所 新館 2 階 教育委員会室

令和7年 第5回定例会座席表



入口

傍聴席

入口

議第34号

高島市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則案

上記の議案を提出する。

令和7年5月23日

高島市教育委員会

教育長 川 島 浩 之

---

高島市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

高島市教育委員会事務局組織規則（平成18年高島市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第18条第2項」を「第17条第2項」に改め、「法令に定めがあるもののほか」および「ならびに事務局および教育機関に置かれる職員の職の設置」を削る。

第2条中「および室」の次に「ならびに教育機関に置く組織で、課に準ずる機関」を加え、同条の表を次のように改める。

部	課、室等	備考
教育総務部	教育総務課	
	社会教育課	
	地域教育連携室	
	文化財課	
	図書館	教育機関
	文化ホール	教育機関
スポーツ振興部	市民スポーツ課	
	国スポ・障スポ大会推進課	
教育指導部	学校教育課	
	教育相談・課題対応室	
	教育研究所	教育機関

	学事施設課	
	学校給食課	
	学校給食センター（学校給食共同調理場）	教育機関

第3条第8項および第9項を次のように改める。

8 教育相談・課題対応室の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 学校教育に係る相談に関する事。
- (2) 子育てに係る相談に関する事。
- (3) 学校運営上の課題対応に関する事。
- (4) 室の庶務に関する事。

9 学事施設課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 通学区域の設定および変更に関する事。
- (2) 児童および生徒の通学支援に関する事。
- (3) 教育委員会所管大型バスの管理および運行に関する事。
- (4) 学齢簿の編成保管に関する事。
- (5) 児童および生徒の入学および転学に関する事。
- (6) 就学援助に関する事。
- (7) 教科書の無償給与に関する事。
- (8) 学校の保健衛生に関する事。
- (9) 学校に関する調査および統計に関する事。
- (10) 学校および教育機関の財務および経理に関する事。
- (11) ICT教育機器の整備および管理に関する事。
- (12) 学校施設の整備計画に関する事。
- (13) 学校施設の整備、改修、修繕等に関する事。
- (14) 学校施設の目的外使用に関する事。
- (15) 課の庶務に関する事。

第4条中「および教育機関」を削り、同条中第13号から第18号までを削り、第12号を第13号とし、第3号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 調整担当監

第4条に次の1項を加える。

2 前項に掲げるもののほか、必要があるときは、その他の職を置くことが

できる。

第5条中「前条」の次に「第1項」を加え、同条中第13号から第18号までを削り、第12号を第13号とし、第3号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 調整担当監 上司の命を受け、当該所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 高島市教育委員会事務局組織規則

現 行	改 正 案
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）<u>第18条第2項</u>および地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令（昭和31年政令第221号）第6条の規定に基づき<u>法令に定めがあるもののほか</u>、高島市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の権限に属する事務を分掌させるため高島市教育委員会事務局（以下「事務局」という。）の内部組織の設置<u>ならびに事務局および教育機関に置かれる職員の職の設置</u>その他必要な事項について定めるものとする。</p> <p>(部等の設置)</p> <p>第2条 事務局に次の部、課および室_____を置く。</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>8 <u>学事施設課の分掌事務は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>通学区域の設定および変更に関すること。</u></p> <p>(2) <u>児童および生徒の通学支援に関すること。</u></p> <p>(3) <u>教育委員会所管大型バスの管理および運行に関すること。</u></p> <p>(4) <u>学齢簿の編成保管に関すること。</u></p> <p>(5) <u>児童および生徒の入学、転学に関すること。</u></p> <p>(6) <u>就学援助に関すること。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）<u>第17条第2項</u>および地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令（昭和31年政令第221号）第6条の規定に基づき_____、高島市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の権限に属する事務を分掌させるため高島市教育委員会事務局（以下「事務局」という。）の内部組織の設置_____その他必要な事項について定めるものとする。</p> <p>(部等の設置)</p> <p>第2条 事務局に次の部、課および室<u>ならびに教育機関に置く組織で、課に準ずる機関</u>を置く。</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>8 <u>教育相談・課題対応室の分掌事務は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>学校教育に係る相談に関すること。</u></p> <p>(2) <u>子育てに係る相談に関すること。</u></p> <p>(3) <u>学校運営上の課題対応に関すること。</u></p> <p>(4) <u>室の庶務に関すること。</u></p>

- (7) 教科書の無償給与に関すること。
  - (8) 学校の保健衛生に関すること。
  - (9) 学校に関する調査および統計に関すること。
  - (10) 学校および教育機関の財務および経理に関すること。
  - (11) I C T教育機器の整備および管理に関すること。
  - (12) 学校施設の整備計画に関すること。
  - (13) 学校施設の整備、改修、修繕等に関すること。
  - (14) 学校施設の目的外使用に関すること。
  - (15) 課の庶務に関すること。
- 9 教育相談・課題対応室の分掌事務は、次のとおりとする。
- (1) 学校教育に係る相談に関すること。
  - (2) 子育てに係る相談に関すること。
  - (3) 学校運営上の課題対応に関すること。
  - (4) 室の庶務に関すること。
- 9 学事施設課の分掌事務は、次のとおりとする。
- (1) 通学区域の設定および変更に関すること。
  - (2) 児童および生徒の通学支援に関すること。
  - (3) 教育委員会所管大型バスの管理および運行に関すること。
  - (4) 学齢簿の編成保管に関すること。
  - (5) 児童および生徒の入学および転学に関すること。
  - (6) 就学援助に関すること。
  - (7) 教科書の無償給与に関すること。
  - (8) 学校の保健衛生に関すること。
  - (9) 学校に関する調査および統計に関すること。
  - (10) 学校および教育機関の財務および経理に関すること。
  - (11) I C T教育機器の整備および管理に関すること。
  - (12) 学校施設の整備計画に関すること。
  - (13) 学校施設の整備、改修、修繕等に関すること。
  - (14) 学校施設の目的外使用に関すること。
  - (15) 課の庶務に関すること。

10 (略)

(職の設置)

第4条 法律に特別の定めがあるもののほか、事務局および教育機関に次の職を置く。

(1)・(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

(11) (略)

(12) (略)

(13) 司書

(14) 自動車運転手

(15) 用務員

(16) 管理栄養士

(17) 栄養士

(18) 調理師

(職の職務)

第5条 前条\_\_\_\_\_に掲げる職の職務は、次のとおりとする。

(1)・(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

10 (略)

(職の設置)

第4条 法律に特別の定めがあるもののほか、事務局\_\_\_\_\_に次の職を置く。

(1)・(2) (略)

(3) 調整担当監

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

(11) (略)

(12) (略)

(13) (略)

2 前項に掲げるもののほか、必要があるときは、その他の職を置くことができる。

(職の職務)

第5条 前条第1項に掲げる職の職務は、次のとおりとする。

(1)・(2) (略)

(3) 調整担当監 上司の命を受け、当該所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

(11) (略)

(12) (略)

(13) 司書 上司の命を受け、専門的な事務および担当事務を処理する。

(14) 自動車運転手 上司の命を受け、道路交通法（昭和35年法律第105号）に基づく自動車の運転免許を所有して行う自動車の運転を行う。

(15) 用務員 上司の命を受け、施設の環境の整備およびその他の用務に従事する。

(16) 管理栄養士 上司の命を受け、栄養士法（昭和22年法律第245号）に基づく困難な栄養指導事務に従事する。

(17) 栄養士 上司の命を受け、栄養士法に基づく栄養指導事務に従事する。

(18) 調理師 上司の命を受け、調理師法（昭和33年法律第147号）に基づく調理業務および炊飯業務に従事する。

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

(11) (略)

(12) (略)

(13) (略)

【別記1】

現 行

部	課、室等
教育総務部	教育総務課
	社会教育課
	地域教育連携室
	文化財課
	図書館
	文化ホール
スポーツ振興部	市民スポーツ課
	国スポ・障スポ大会推進課
教育指導部	学校教育課
	学事施設課
	教育相談・課題対応室
	教育研究所
	学校給食課
	学校給食センター（学校給食共同調理場）

改 正 案

部	課、室等	備考
教育総務部	教育総務課	
	社会教育課	
	地域教育連携室	
	文化財課	
	図書館	教育機関
	文化ホール	教育機関
スポーツ振興部	市民スポーツ課	
	国スポ・障スポ大会推進課	
教育指導部	学校教育課	
	教育相談・課題対応室	
	教育研究所	教育機関
	学事施設課	

学校給食課	
学校給食センター（学校給食共同調理場）	教育機関

議第 3 5 号

高島市教育委員会公印規則の一部を改正する規則案

上記の議案を提出する。

令和 7 年 5 月 2 3 日

高島市教育委員会

教育長 川 島 浩 之

---

高島市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

高島市教育委員会公印規則（平成 2 6 年高島市教育委員会規則第 1 号）  
の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

近江聖人中 江藤樹記念 館印	2 2	2 4	隸書	方 1 8	1	一般事務用	中江藤樹記 念館長
近江聖人中 江藤樹記念 館長印	2 3	2 5	隸書	方 1 8	1	一般事務用	中江藤樹記 念館長

」を

「

削除	2 2						
中江藤樹・ たかしまミ ュージウム 館長印	2 3	2 5	隸書	方 1 8	1	一般事務用	中江藤樹・ たかしまミ ュージウム 館長

」に、

「

マキノ資料 館長印	2 5	2 7	隸書	方 1 8	1	一般事務用	マキノ資料 館長
--------------	-----	-----	----	-------	---	-------	-------------

」を

「

削除	2 5						
----	-----	--	--	--	--	--	--

」に

改める。

別表第 2 表中

「

2 2
近江聖人 中江藤樹 記念館印

」  

2 3
近江聖人 中江藤樹 記念館長印

を  
「

2 2
削除

」  

2 3
中江藤樹・ たかしま ミュージアム 館長印

に、

「

2 5
マキノ 資料館 長印

」を  
「

2 5
削除

」  
に改める。

付 則

この規則は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

## 高島市教育委員会公印規則

現 行								改 正 案							
別表第1（第3条関係）								別表第1（第3条関係）							
名称	ひな形 番号	公印 番号	書体	寸法（m m）	個数	用途	保管者	名称	ひな形 番号	公印 番号	書体	寸法（m m）	個数	用途	保管者
（中略）								（中略）							
近江聖人中江 藤樹記念館印	2 2	2 4	隸書	方1 8	1	一般事務用	中江藤樹記 念館長	削除	2 2						
近江聖人中江 藤樹記念館長 印	2 3	2 5	隸書	方1 8	1	一般事務用	中江藤樹記 念館長	中江藤樹・た かしまミュー ジウム館長印	2 3	2 5	隸書	方1 8	1	一般事務用	中江藤樹・ たかしまミ ュージウム 館長
削除	2 4							削除	2 4						
マキノ資料館 長印	2 5	2 7	隸書	方1 8	1	一般事務用	マキノ資料 館長	削除	2 5						
（以下略）								（以下略）							
別表第2（第3条関係）								別表第2（第3条関係）							
（中略）								（中略）							
2 2		2 3		2 4		2 5		2 2		2 3		2 4		2 5	



削除



削除



削除

削除

(以下略)

(以下略)

議第36号

高島市教育委員会事務点検評価委員の委嘱について

上記の議案を提出する。

令和7年5月23日

高島市教育委員会

教育長 川 島 浩 之

---

高島市教育委員会事務点検評価委員の委嘱について

高島市教育委員会事務点検評価委員設置要綱（平成27年高島市教育委員会告示第10号）第3条の規定に基づき、次の者を高島市教育委員会事務点検評価委員に委嘱することにつき、議決を求める。

記

氏名	所属等	新任 再任
本宮 裕示郎	滋賀県立大学 人間文化学部人間関係学科 准教授	新任
遠藤 沙織	小学生および中学生の保護者 公益社団法人びわ湖高島観光協会 観光振興課 課長	再任
鎌田 一彦	元高島市立小学校長	再任

任期：令和7年5月24日から当該委嘱にかかる事務の点検および評価の完了の日まで

議第 37 号

高島市道徳教育推進協議会委員の委嘱および任命について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 5 月 23 日

高島市教育委員会

教育長 川 島 浩 之

---

高島市道徳教育推進協議会委員の委嘱および任命について

高島市道徳教育推進協議会設置要綱（令和 3 年高島市教育委員会告示第 19 号）第 3 条第 2 項の規定に基づき、別紙のとおり高島市道徳教育推進協議会委員に委嘱および任命をすることにつき、議決を求める。

## 別紙

## 高島市道徳教育推進協議会委員

区分	委員種別	氏名	所属等	委嘱 任命
1号	学識経験者	永田 繁雄	東京学芸大学 教授 日本道徳教育学会 会長	委嘱
2号	小中学校児童 生徒の保護者	工藤 達哉	今津中学校の生徒の保護者	委嘱
		北村 京子	今津東小学校の児童の保護者	委嘱
3号	教育関係者	山本 渉	今津中学校区小中一貫教育統括校長 (今津東小学校長)	任命
		土永 晶	今津中学校長	任命
		大江 大	今津北小学校長	任命
		斉藤 好弘	今津中学校区道徳教育推進コーディネーター (今津東小学校研究主任)	任命
		柴原 向日葵	今津中学校研究主任	任命
		斉藤 優里花	今津北小学校研究主任	任命
4号	関係行政機関 の職員	峯森 吉晴	今津公民館参与	任命
5号	その他教育長 が必要と認める者	前川 朋弘	今津東小学校学校運営協議会委員	委嘱
		杉嶋 郁夫	地域学校協働活動推進員 (今津中学校区)	委嘱

任期：令和7年5月24日から令和8年3月31日まで

議第 38 号

高島市立学校結核対策委員会委員の委嘱および任命について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 5 月 23 日

高島市教育委員会

教育長 川 島 浩 之

---

高島市立学校結核対策委員会委員の委嘱および任命について

高島市立学校結核対策委員会規則（平成 27 年高島市教育委員会規則第 9 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり高島市立学校結核対策委員会委員に委嘱および任命をすることにつき、議決を求める。

別紙

高島市立学校結核対策委員会委員

区分	委員種別	氏名	所属等	委嘱 任命
1号	医師会の代表	松本 道明	高島市医師会 会長 (まつもと整形外科 院長)	委嘱
2号	結核の専門家	安藤 武	高島市民病院 小児科 部長	委嘱
3号	学校医の代表	岡田 清春	おかだ小児科医院 院長	委嘱
4号	高島保健所の所長	時田 美和子		委嘱
5号	市立学校の校長	尾中 一彦	マキノ南小学校長	任命
		浦島 容子	安曇川中学校長	任命
6号	市立学校の養護教諭	松宮 恵美	高島小学校養護教諭	任命
		久保井 花帆	湖西中学校養護教諭	任命
7号	教育長が必要と認める者	小谷 愛子	高島市健康福祉部 健康推進課 保健師	委嘱
		保木 卓也	高島市教育委員会事務局 教育指導部 学校教育課 課長	任命

任期：令和7年6月1日から令和8年5月31日まで

報告第10号

令和7年度高島市立学校学校教育到達目標について

令和7年度高島市立学校学校教育到達目標について、別冊資料のとおり報告する。

令和7年5月23日

高島市教育委員会

教育長 川 島 浩 之

令和7年高島市教育委員会  
第5回定例会議事日程（追加第1）

日 時 令和7年5月23日（金）  
午後3時00分  
場 所 高島市役所 新館2階 教育委員会室

4. 議事

日程第13 議第46号 高島市教科用図書選定委員会への諮問について

日程第14 議第47号 高島市教育委員会の所管に属する教育機関の職員の  
人事について

議第46号

高島市教科用図書選定委員会への諮問について

上記の議案を提出する。

令和7年5月23日

高島市教育委員会

教育長 川 島 浩 之

---

高島市教科用図書選定委員会への諮問について

令和8年度使用教科用図書の選定について、高島市教科用図書選定委員会に下記のとおり諮問することにつき、議決を求める。

記

令和8年度に小中学校の特別支援学級において使用する学校教育法（昭和22年法律第26号）附則第9条に規定する教科用図書の選定について、高島市教科用図書選定委員会の意見を求める。

議第 4 7 号

高島市教育委員会の所管に属する教育機関の職員の人事について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 5 月 2 3 日

高島市教育委員会

教育長 川 島 浩 之

---

高島市教育委員会の所管に属する教育機関の職員の人事について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）  
第 2 1 条第 3 号の規定に基づき、下記のとおり教育機関の長の任免につき、  
議決を求める。

記

令和 7 年 6 月 1 日発令

職階	新所属名	職名	氏 名	現所属名	職名	摘要
課長級			山本 晃子	マキノ資料館	館長	兼務 解除
				中江藤樹記念館	館長	兼務 解除
	中江藤樹・たかし まミュージアム	館長				兼務